

3-7 応急危険度判定システムに関する情報の収集と発信

1999年に台湾とトルコで巨大地震が発生し、多くの死傷者をだした。それらの災害報道によるといずれの地震においても、地震後の応急危険度判定が実施されていたとのことであった。

応急危険度判定とは「地震等の災害が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的とする」ものである。判定のための技術的基準を整備し、また実地に判定作業を行うための組織からなるシステムが必要とされる。

このシステムは1985年から1990年にかけて米国及び日本で開発されてきたところであるが、その後多くの国で自国の建築様式に合致した応急危険度判定システムを整備してきたようである。1994年の中国雲南省の麗江地震他でも実施されている。

このシステムは、その目的にあるように災害後における人命の安全を図るために重要な方法であると認識されてきたので、アジア各国においても一般的に構築されてきつつあるようである。

アジア防災センターでは、これらの状況をかんがみて、応急危険度判定システムに関するアジア各国の情報を収集するとともに、判定のための技術基準をホームページに掲載して提供することを検討することとした。これは、応急危険度判定システムの整備されていない国においても、この基準をダウンロードすることにより、応急危険度判定を実施できるようにすることがねらいである。

1999年12月に開催された第2回国際会議において、メンバー国に図ったところ、賛同を得たので、その準備にかかることとした。

現在の準備状況は、判定の技術的基準についての検討を実施しているところである。標準となる判定基準として米国で開発されたATC20といわれる応急危険度判定(Criteria for Emergency Assessment for Damaged Buildings)が、元来英文であるところもあり、望ましいと現在は考えている。

また2000年3月に各国に対して、応急危険度判定システムの現状についての情報提供を依頼しているところである。